

徴収方法が次のように変更になります。

例 ■ 住民税が年税額6万円(年金所得のみ)の場合

●これまでの納め方

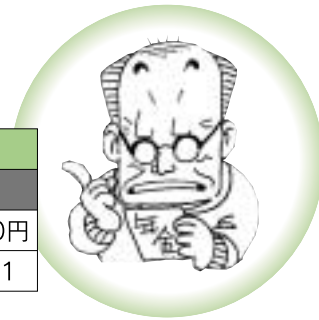
納付方法	納付書または口座振替			
月	6月	8月	10月	1月
納付額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
算出方法	4分の1	4分の1	4分の1	4分の1

●平成22年度の納め方

納付方法	納付書・口座振替	年金からの天引き			
月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	4分の1	4分の1	6分の1	6分の1	6分の1

●平成23年度以降の納め方

納付方法	年金からの天引き					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	前年度2月分と同額			年税額から4月から8月分の税額を差し引いた残りの税額の3分の1		



特別徴収(天引き)の対象となる税額

天引きされる住民税は、年金所得の金額から計算した住民税額です。

給与所得や事業所得などから計算した住民税額は、これまでどおり給与からの特別徴収(天引き)や普通徴収(納

特別徴収(天引き)の対象となる税額

付書または口座振替)で納めていただきます。

特別徴収(天引き)の対象となる年金

特別徴収の対象となる年金の種類は、老齢基礎年金や老齢厚生年金、退職共済年金などです。障害年金および遺族年金などの非課税の年金は、

特別徴収(天引き)の対象となりません。

特別徴収(天引き)が停止になる場合

特別徴収(天引き)決定後、糸島市から転出したり、税額の変更や年金の支給停止などが発生した場合は、天引きが停止します。

その場合は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。

65歳未満の人の年金所得に対する住民税の納付方法が変わります

昨年度は、公的年金に対する税額を給与から特別徴収することができませんでしたが、今年度の住民税より、公的年金からの特別徴収の対象者でない65歳未満の人の、公的年金などに対する税額を給与から特別徴収できるようになります。

※平成22年度市・県民税の納税通知書は、6月上旬に発送の予定です。

糸島市税務課
☎(3223)1111

平成22年10月より、住民税が年金から天引きされます

公的年金から住民税の特別徴収が始まります

平成20年度税制改正で、全国的に平成21年10月より、住民税(個人の市・県民税)の公的年金からの特別徴収(天引き)が始まりました。

しかし、糸島市は合併に向けた電算システムの大規模改修などを行ってきたため、公的年金からの特別徴収を1年間延期していましたが、平成22年10月支給分の公的年金から、住民税の特別徴収(天引き)を開始することになりました。

この制度は、年金受給者の納税の便宜と、税金徴収の効率化のために納付方法を変更する制度であり、税負担が増えるものではありません。

特別徴収(天引き)の対象となる人

この制度の対象となる人は、平成22年4月1日現在、65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に対する住民税の課税がある人です。

ただし、次のいずれかに該当する人は、対象となりません。

①平成22年1月1日以後、糸島市外に転出した人。

②介護保険料が公的年金か

ら天引きされない人。

③天引きされる住民税額が老

齢基礎年金な

どの受給額を

超える人。

④国民年金法に

基づく老齢基

礎年金など年

金の年額が18

万円未満の人。



後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ

後期高齢者医療制度の保険料が改正されました

後期高齢者医療制度の保険料率は、福岡県後期高齢者医療広域連合で決定され、2年に一度改正することとなっています。

今回、制度開始以来、初めての保険料率の改正が行われました。その結果、平成22・23年度の均等割額と所得割率は表①のとおりに決定しました。

保険料の算出方法

保険料は被保険者ごとに計算します。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と総所得金額等(※注)に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります(図①)。

※注「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入」・「公的年金等控除」と「給与収入」・「給与所得控除」・「事業収入」・「必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

保険料の軽減措置

世帯(※次頁・注①)の所得の状況などに応じ、保険料の軽減措置が行われます。軽減の内容は次のとおりです。

均等割額の軽減(次頁・表②) 所得割の軽減(5割軽減) 総所得金額等から基礎控除額(33万円)を引いた額が58万円以下の人(公的年金収入のみの場合、211万円以下の人)

その他の保険料の特例

後期高齢者医療制度に加入する前日までに、被用者保険(国民健康保険と国民健康保険組合は非該当)の被扶養者だった人の特例として、均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)。

※詳しくは、7月に送付する「後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載しています。

後期高齢者医療被保険者証(保険証)が更新されます

現在の保険証の有効期限は平成22年7月31日までです。8月1日から使える新しい保険証は、7月下旬に市役所から郵送します。

糸島市国保年金課
☎(3223)1111

表② 保険料の軽減措置

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額(※注③)
9割軽減	5,221円	33万円(基礎控除額)以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がないこと
8.5割軽減(※注②)	7,831円	33万円(基礎控除額)以下
5割軽減	26,106円	33万円(基礎控除額)+24万5千円×被保険者(世帯主を除く)の数以下
2割軽減	41,770円	33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者の数以下

※注① 「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人や県外から転入した人などはその時点)が基準です。
※注② 原則的には「7割軽減」ですが、平成22年度も特例措置により「8.5割軽減」に拡充されます。
※注③ 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金などの収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

